

# 施設内感染対策指針

## ◆感染対策指針の目的

この指針は、感染の予防、再発防止策及び集団感染事例発生時の適切な対応など社会福祉法人徳宗福社会が運営する施設・事業所（香照苑：特別養護老人ホーム・ショートステイ・デイサービス・居宅介護支援事業所・ケアハウス、こうろ苑：特別養護老人ホーム・ショートステイ）における感染対策体制を確立し、適切かつ安全で質の高い介護サービスの提供を図ることを目的とする。

## ◆感染対策に関する基本的な考え方

### (1) 感染対策に対する基本的な考え方

感染の防止に留意し、感染等の発生の際にはその原因の速やかな特定、制圧、終息をはかることは、高齢者介護福祉施設にとって重要である。施設内感染防止対策を全職員が把握し、指針に則った介護サービスが提供できるよう、本指針を作成するものである。

### (2) 感染防止委員会

当施設で発生する感染症に関する組織的対策及び予防に関し必要な事項を協議するため、医務室看護職員を委員長とし、関係各部門責任者及びその他の構成員からなる感染防止委員会を設置する。3ヶ月1回定期的に委員会を開催し、下記の事項を審議する。

緊急時は、臨時に委員会を開催する。

#### 【感染防止委員会審議事項】

- ① 施設内・事業所内における感染症対策の立案
- ② 感染症発生時の対応の検討
- ③ 情報の収集、整理、全職員への周知
- ④ 行動マニュアル（感染症BCP）等の作成
- ⑤ 施設内・事業所内感染症対策に関する職員への研修・訓練
- ⑥ その他感染防止に関すること

### (3) 職員研修に関する基本方針

- ① 感染防止対策の基本的な考え方及び具体的方策について職員に周知徹底を図ることを目的に実施する。
- ② 職員研修は、年2回以上全職員を対象に開催する。また、必要に応じて随時開催する。

### (4) 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

施設内で発生した感染症の発生状況や原因に関するデータを継続的かつ組織的に収集して、的確な感染蔓延防止対策を実施できるよう調査、監視を実施する。

### (5) 感染症発生時の対応に関する基本方針

- ① 調査、監視により感染症をいち早く特定し、迅速な対応が取れるよう情報管理を適切に行う。
- ② 感染症の原因特定のため、検出菌の種類やタイプ等をフィードバックする。
- ③ 個々の感染症例は、嘱託医の指示に従い対応する。
- ④ 施設内の蔓延が考えれるときは、施設長に報告、連絡し、原因排除及び蔓延防止に努める。
- ⑤ 感染防止委員会の判断により、面会等施設内への立入を制限等が生じた場合は、迅速にその指示に従う。
- ⑥ 報告が義務付けられている感染症の感染者が複数名発症した場合には、速やかに姫路市保健所に報告しなければならない。

(6) 利用者に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

- ① 閲覧ファイルで、利用者本人及び家族、誰でもが閲覧できるよう事業所に据え置くとともに、ホームページにおいて公開するものとする。
- ② 入所者及び家族への感染症の発生状況等を説明し、理解を得た上で感染蔓延防止に協力を求める。

(7) その他、当施設における感染防止対策の推進のために必要な基本方針

- ① 職員は、感染防止マニュアルに沿って、手洗いの徹底、マスク着用の励行など常に感染防止対策の遵守に努める。
- ② 職員は、自ら感染源とならないよう、健康管理に留意すると共に、適切にワクチン接種を行う。
- ③ 入所者及び職員共に必要なワクチン接種率を高めるよう努める。
- ④ 職員は、感染防止マニュアルに沿って、業務上での感染防止に努める。

◆付則 この指針は、平成 25 年 6 月 12 日から施行する。  
この規定は、令和 6 年 5 月 1 日より改訂施行する。